

長期住所不明組合員の名簿整理（みなし自由脱退）について

長期住所不明組合員について、定款第9条(届出の義務)及び定款第10条(自由脱退)第2項及び第3項、第4項に基づき、2024年3月31日付けで脱退手続き(みなし自由脱退)を行います。

対象となる方は、2020年から住所変更の届出がなく、2年以上にわたりご連絡が取れない方です。
具体的には、毎年郵送する当組合の通常総会資料が住所不明等の理由により返送され、その状態が2回(2年度分)以上続いている場合に、長期住所不明組合員となります。

つきましては、下記期限までに対象者の確認、及び住所変更申出をお電話・メールでご連絡ください。
※住所確認のとれた方については、みなし自由脱退の対象者から除外されます。

**対象者確認及び住所変更申出期間
2024年 2月1日(木)～ 2月29日(木)**

お心当たりのある方は、至急ご連絡をお願いいたします。また、転居後住所変更の届出をされていない方は、ぜひ、お早めに変更の連絡をお願いいたします。

※「みなし自由脱退」の手続き後に住所の確認ができた場合は、2024年3月31日時点の出資金残高をもって組合員資格の回復手続きをとることができます。

～ご連絡・お問い合わせは～

鹿児島県勤務医師生活協同組合(鹿児島県医師協同組合内)

〒890-0053 鹿児島市中央町8-1(鹿児島県医師会館1階)
Tel 099-254-8126 Fax 099-257-1816
E-mail seikyo@kagoshima.med.or.jp
(受付 平日9:00～18:00)